

栃木県における効果的な受動喫煙防止に係る基準

1. 基準の設定について

県では、健康増進法で定める受動喫煙防止を推進することを目的に県内の施設（店）において「禁煙」について普及啓発を図り、効果的な受動喫煙防止対策を推進するために受動喫煙防止に一定の効果がある方法として、受動喫煙防止に係る基準を設定する。

2. 基準

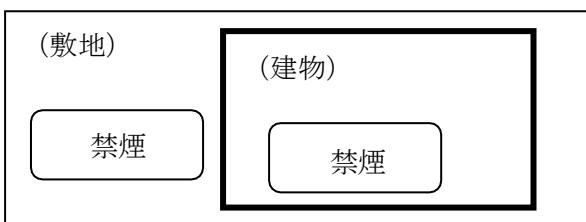
「禁煙」は（1）敷地内禁煙、（2）建物内禁煙に分類され、それぞれ以下に示す項目全てを満たすこととする。

分類	項目
(1) 敷地内禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内（建物を含む。）全てにおいて喫煙（加熱式たばこを含む。）を禁止している。 ・敷地内（建物を含む。）に灰皿を置いていない。 ・敷地内（建物を含む。）全てにおいて喫煙を禁止していることを、入口付近で利用者に分かりやすく表示している。
(2) 建物内禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内又はテナント内全てにおいて喫煙（加熱式たばこを含む。）を禁止している。 ・建物内又はテナント内に灰皿を置いていない。（テナントの場合は、屋内の共有部分（廊下、ホール等）にも灰皿を置いていない。） ・建物内又はテナント内全てにおいて喫煙を禁止していることを、入口付近で利用者に分かりやすく表示している。 ・建物外に喫煙場所を設置する場合（※）は、喫煙場所を利用者に分かりやすく表示している。

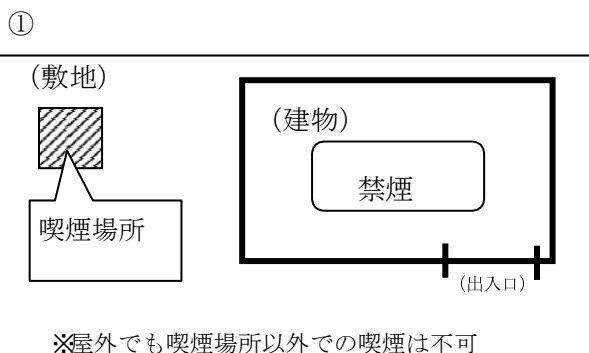
※ 建物外に喫煙場所を設置する場合は、建物内への煙や臭いの流入や、出入りする人の受動喫煙の可能性に十分配慮し、出入口から極力離して設置するものとする。

（参考）禁煙のイメージ図

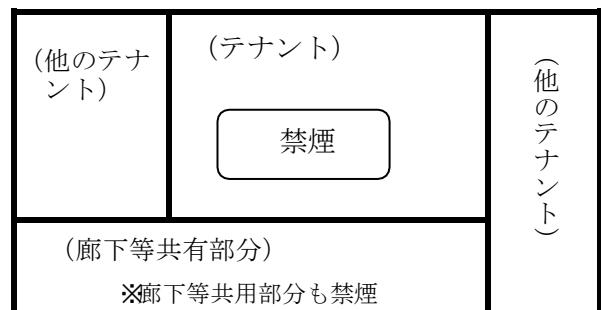
（1）敷地内禁煙



（2）建物内禁煙



②テナントの場合



※この基準は、平成 18 年 8 月 1 日より適用する。（最終改正 令和元年 5 月 31 日）